

# 定 款

一般社団法人ローランズプラス

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ローランズプラスと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業
- 2 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- 3 職業能力の開発、雇用機会の拡充を支援する事業
- 4 福祉、食育の増進を図る事業
- 5 社会教育の推進を図る事業
- 6 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会の決議事項)

第11条 社員総会は、一般法人法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

#### (招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

#### (議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事の過半数の決定により定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

#### (決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合における前項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

#### (社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第16条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第15条の場合も、前項の議事録を作成する。

### 第4章 役員等

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事を、社員総会の決議によって理事の中から定めることができる。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び監事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の締結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の募集)

第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

(基金の取扱い)

第28条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会の決議により定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。以上、本定款は当法人の現行の定款に相違ない。

令和 5 年 4 月 1 日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目54番19号ベルズ原宿ビル1階  
一般社団法人ローランズプラス  
代表理事 福 壽 満 希